

労働災害の現状

- 令和6年労働災害発生状況の分析 -



大町労働基準監督署

* 目 次 *

大北・安曇野地区における第14次労働災害防止推進計画.....	P1
---------------------------------	----

労働災害の発生状況.....	P3
----------------	----

第1表 令和6年業種別労働災害発生状況.....	P3
第2表 令和6年事故の型別・業種別・労働災害発生状況.....	P4
第3表 令和6年起因物別・業種別・労働災害発生状況.....	P5
令和6年 労働災害発生状況の特徴.....	P6

労働災害の推移・全産業傾向.....	P8
--------------------	----

第1図 死傷災害と死亡災害の推移.....	P8
第2図 業種別労働災害の推移.....	P8
第3図 事故の型別発生状況.....	P9
第4図 起因物別発生状況.....	P9
第5図 年齢別発生状況.....	P10
第6図 経験期間別発生状況.....	P10
第1表 地域別業種別発生件数.....	P10
第7図 事業場規模別発生状況.....	P11
第8図 主な事故の型・起因物別発生状況.....	P11
第9図 月別・事故の型別発生状況.....	P12
第10図 時間別発生状況.....	P12

プレス機械・木材加工用機械災害発生状況.....	P13
--------------------------	-----

第1図 プレス機械災害の推移.....	P13
第2図 木材加工用機械災害の推移.....	P13
第1表 令和6年中に発生した木材加工用機械災害の内訳.....	P13

職業性疾病・健康診断結果.....	P14
-------------------	-----

第1図 業務上疾病発生状況の推移.....	P14
第2図 主な項目別有所見率の推移.....	P14

業種別労働災害の傾向と問題点.....	P15
---------------------	-----

製造業.....	P15
林業.....	P16
建設業.....	P17
運輸貨物業.....	P18
卸売業又は小売業.....	P19
保健衛生業.....	P20
接客娯楽業.....	P21

付録

労働安全衛生行政関係ホームページ.....	P22
事故の型分類表.....	P23
死亡災害事例.....	P24
電子申請義務化に関する案内.....	P25

注記

本書のグラフ・表について特別のことわり書きのないものはすべて、令和6年1月1日～令和6年12月31日に大町労働基準監督署管内(大町市・安曇野市(旧明科町の区域を除く)・松本市のうち旧梓川村の区域・北安曇郡全域)で発生した休業4日以上労働災害(新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く)の統計数値を表します(令和7年1月末現在)。

大北・安曇野地区における第14次労働災害防止推進計画

～誰もが安全で健康に働くことができる職場を実現するために～

1日も早く労災による死亡者を、悲しみをゼロにし、働く人一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、本計画を策定

重点事項ごとの具体的取組

計画期間：2023年度から2027年度までの5か年

事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」（【 】で記載）と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」を定め、実施状況を確認等しつつ計画を推進

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備
災害情報の分析機能の強化や分析結果の効果的な周知
労働安全衛生におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

ハード面とソフト面での取組の促進等【転倒災害防止対策実施事業場割合 30%以上増】
（対象業種）小売業、社会福祉施設、飲食店、旅館業、ビルメンテナンス業、食料品製造業
非正規雇用労働者を含む全ての労働者について、2024年4月施行の改正労働安全衛生規則に対応した雇入時や作業内容変更時の事業者による安全衛生教育を徹底
介護作業等のノーリフトケア導入推進【腰痛予防の取組状況を向上】
冬季特有の労働災害防止対策の推進【対策実施事業場割合 10%以上増】

【アウトカム】



増加が見込まれる60歳以上の転倒の死傷年千人率 増加に歯止め
転倒による平均休業見込日数 前期5か年比で減少
増加が見込まれる社会福祉施設の死傷者数 前期5か年比+15人以内に抑制

3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

・ 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進【ガイドラインの認知度と取組状況を向上】

【アウトカム】



増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率 増加に歯止め

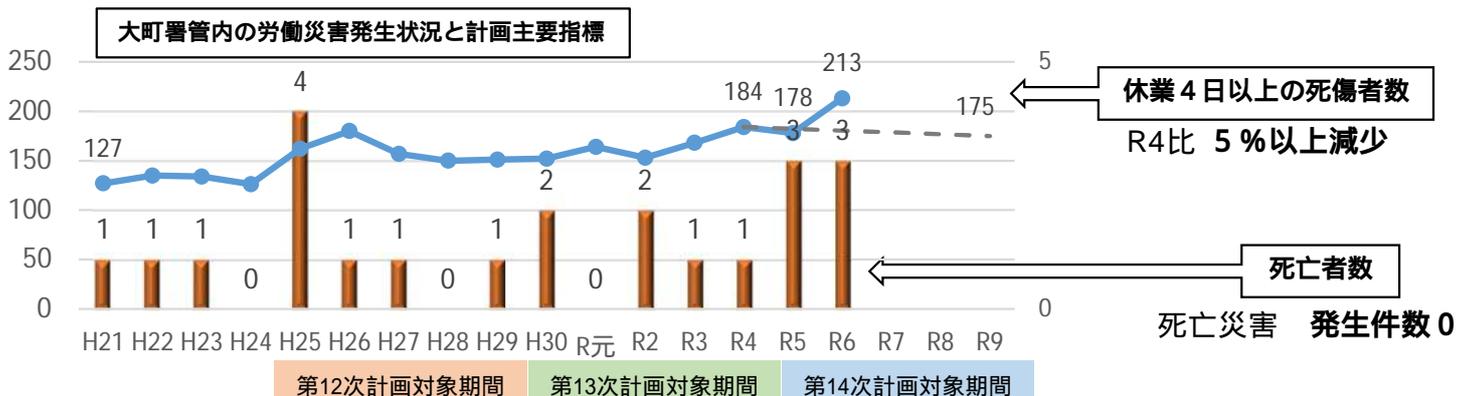
4 多様な働き方等に対応した労働災害防止対策の推進

テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインに基づく取組を推進
外国人労働者に対し母国語マニュアル等による安全衛生教育や健康管理を推進
【母国語教材や視聴覚教材などで安全衛生教育を行う取組状況を向上】
労働者ではない働く者について法令に基づく安全衛生対策を徹底
障害者の障害の種類や程度に応じた安全衛生対策を推進

【アウトカム】



外国人労働者の死傷年千人率 10%以上減少



5 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業対策（墜落・転落を重点とし、荷役作業時の5大災害防止をはじめ「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を推進）

【荷主、配送先、元請事業者等による関係措置の実施割合 10%以上増 等】

建設業対策（労使による基本的な安全措置の徹底、リスクアセスメントに基づく取組の推進）【工事計画・設計段階での実施事業場割合 10%以上増 等】

製造業対策（労使による動力機械の災害防止3原則の徹底、リスクアセスメントに基づく取組の推進）【実施事業場割合 10%以上増】

林業対策（長野局伐木作業チェックリスト等活用し、伐木等作業の安全ガイドラインの措置を推進）【裂け上がり防止措置 実施状況の向上】

索道業対策（冬季の転倒災害を中心とした労働災害対策、未熟練労働者への安全衛生教育の徹底）

その他の業種対策（飲食店、旅館業、農業、ビルメンテナンス業等）

[アウトカム]



陸上貨物運送事業 死傷者数 5%以上減少
建設業 死亡者数 0人
製造業 動力機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害 年間10人未満
林業 死亡者数 0人

6 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス対策（小規模事業場を含むメンタルヘルス対策の一層の推進）

【50人未満事業場 対策に取り組む割合^{注1} 10%以上増加】

【50人以上事業場 対策に積極的な割合^{注2} 5%以上増加】

過重労働対策

- ・健康診断後の医師からの意見聴取実施の徹底
- ・年次有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度導入など労働時間等設定改善

産業保健活動の推進（THP指針、治療と仕事の両立支援を含む）

- ・長野産業保健総合支援センター活用促進【センターの認知度 90%以上】

[アウトカム]



勤務問題の悩みが相談できていると感じる人の割合 増加 等

7 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質対策（リスクアセスメントに基づく措置）【実施事業場割合 20%以上増加】

石綿、粉じん対策

- ・石綿事前調査の適切な実施を徹底するため、店社や現場への立入強化
- ・第10次粉じん障害防止対策の推進（呼吸用保護具の使用の徹底や適正な使用の推進等）

熱中症、騒音対策【暑さ指数把握の建設業の事業場割合 増加】

- ・熱中症による死亡者の撲滅、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく措置の推進

電離放射線対策（改正電離則に基づく医療従事者の被ばく線量管理等）

[アウトカム]



化学物質災害 前期5か年比で減少
増加が見込まれる熱中症死傷者数 前期5か年比で減少

石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することを重点としたところ、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはしない。

（注1,2）注1については以下の ~ のうち1項目以上、注2は以下の ~ のうち4項目以上に取り組む事業場を指す（第13次計画までと同じ）。

衛生委員会等での調査審議、心の健康づくり計画の策定、事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任、労働者への教育研修の実施、管理監督者への教育研修の実施、労働者からの相談体制の整備、職場復帰支援体制の整備、ストレスチェックの実施

労働災害の発生状況

<表1> 令和6年(1月1日～12月末日)業種別労働災害発生状況(統計値)

大町労働基準監督署

業 種	区 分	休業4日以上の死傷者数				対前年同期比	
		令和4年	令和5年	令和6年	対前年増減	増減率	
製造業	食 料 品 製 造 業	22	13	23	10		
	織 維 ・ 織 維 製 品 製 造 業	2					
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	2	3		3		
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 ・ 印 刷 製 本 業	3	1	1			
	化 学 工 業	2	(1) 3	4	1	1	
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	1	2	2			
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業		1	1			
	金 属 製 品 製 造 業	2	7	4	3		
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	3	6	3	3		
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	6	8	13	5		
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	1		3	3		
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	1					
	そ の 他 の 製 造 業	2	2	1	1		
	小 計	47	(1) 46	55	1	9	19.6%
鉱 業		1		1	1	-	
建設業	土 木 工 事 業	6	4	5	1		
	建 築 工 事 業	6	5	(3) 16	3	11	
	う ち 木 造 建 築 業	3	3	5	2		
	設 備 工 事 業	8	5	3	2		
小 計	20	14	(3) 24	3	10	71.4%	
運輸貨物業	道 路 貨 物 運 送 業	(1) 16	12	9	3		
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業	3	6	6			
	陸 上 貨 物 取 扱 業	1					
小 計	(1) 20	18	15	3		16.7%	
林 業			2	5	3	150.0%	
その他の事業	卸 売 業 又 は 小 売 業	41	33	28	5		
	保 健 衛 生 業	17	16	26	10		
	旅 館 業	9	7	12	5		
	飲 食 業	2	3	3			
	そ の 他 接 客 娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 等)	5	7	6	1		
	清 掃 ・ と 畜 業	2	3	5	2		
	ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業	2	(1) 1	1	1		
	上 記 以 外 の 業 種	18	(1) 28	32	1	4	
小 計	96	(2) 98	113	2	15	15.3%	
合 計		(1) 184	(3) 178	(3) 213	35	19.7%	
死 亡 者 数		1	3	3			

(注)1. ()書きは、死亡者数で死傷者数の内数である。2. 単位;人 3. 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。

労災隠しは犯罪です!「労働者が業務中等に負傷し、又は中毒や疾病にかかったことにより、死亡もしくは休業を要した場合」労働安全衛生法により事業者には「労働者死傷病報告」の提出が義務付けられています。死亡及び休業4日以上の場合、遅滞なく、「労働者死傷病報告」を所轄労働基準監督署長へ届け出ましょう。なお、「労働者死傷病報告」は電子申請が義務化となっておりますので、電子申請で届けてください。

<表3> 令和6年(1月1日～12月末日) 業種別・起因物別・労働災害発生状況(統計値)

分類番号 起因物	大町労働基準監督署											合計	構成比															
	11	12	13	14	15	16	17	21	22	23	31			32	33	34	35	36	37	39	41	51	52	61	71	92		
業種	原動機	動力伝導機構	木材加工用機械	建設用機械	金属加工用機械	一般動力機械	重面系木材伐出機械	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉・窯等	電気設備	人力機械工具等	用具	装置の他の備	仮設構造物建築物	危険物・有害物等	材料	荷	環境等	起因物なし	その他計			
食品製造業					6				2		1				1	4		7	1					23	10.8%			
繊維製品製造業																												
木材・木製品製造業																												
パルプ・紙・紙加工品印刷製本業					1										1	1		1						1	0.5%			
化学工業																								4	1.9%			
窯業・土石製品製造業																		1					1	2	0.9%			
鉄鋼・非鉄金属製造業					1													1					1	4	0.5%			
金属製品製造業						1												1		2			1	4	1.9%			
一般機械器具製造業					1											1		1					3	3	1.4%			
電気機械器具製造業					1													5		1			2	13	6.1%			
輸送用機械器具製造業					2											1							3	3	1.4%			
電気・ガス・水道業																								3	1.4%			
その他の製造業					3	12			2	1	1					3	6	16	2	3	1	1	4	55	25.8%			
小計									1															1	0.5%			
紙業																												
土木工事業									1																			
建築工事業				1																								
建設業								1	(3)	4						1	6			3				5	2.3%			
うち木造建築業																1	2			1				(3)	16	7.5%		
設備工事業						1																		5	2.3%			
小計									1						1									3	1.4%			
運輸業					1	1		1	(3)	5	1				1	2	1	7		4				(3)	24	11.3%		
道路貨物運送業																												
輸送業								1	2	1					1		1			2	1			9	4.2%			
その他の運輸交通業																												
陸上貨物取扱業																												
小計									1	2	2				1	1	3			2	1			15	7.0%			
林業			2				1													1				5	2.3%			
卸売又は小売業									1																			
保健衛生業																5	5	1	8	3			4	1	28	13.1%		
旅館業																1		9		1		1	10	1	26	12.2%		
飲食業																3		6		2			1	2	12	37.5%		
その他の接客娯楽業(ゴルフ場等)																								3	9.4%			
清掃・と畜業																1		2		1				1	6	18.8%		
ビル管理業																		2		1	1			5	15.6%			
上記以外の業種																3	2	14		1	1	1	2	32	15.0%			
小計									2	10	1				9	11	2	43		7	2	2	17	7	113	53.1%		
合計	2	1	3	13	1	3	13	1	2	(3)	12	14	1	1	1	15	19	2	69	2	17	4	4	22	8	(3)	213	100.0%
前年増減数						(1)	8		13	15			3		9	22	(1)	4	49	1	14	2	(1)	16	8	(3)	178	
対前年増減率						0.5%	1.4%	6.1%	5.6%	6.6%	0.5%		3		6	8.9%	0.9%	32.4%	0.9%	8.0%	1.9%	1.9%	10.3%	3.8%		35		
構成比						0.9%	0.5%	6.1%	5.6%	6.6%	0.5%				7.0%	8.9%	0.9%	32.4%	0.9%	8.0%	1.9%	1.9%	10.3%	3.8%		100.0%		

(注) 1. 本統計は、「労働者死傷病報告」により、休業4日以上の災害を集計したものである。 2. 死亡者数は、()書きで死傷者数の内数である。 3. 単位：人

令和6年 労働災害発生状況の特徴

令和6年まとめ

全体的傾向

- ・ 休業4日以上死傷者（以下、死傷者）は213人であり、前年と比較して35人、率にして19.7%増加した。
- ・ 死傷者が200人と超過するのは、平成8年以来、28年ぶりであり、平成以降で2番目に多い結果となった。
- ・ 死亡者は前年同様3人であった。なお、いずれも交通事故が原因の災害であった。

令和6年は、死傷者が激増し、災害が多発した年となった。

業種別傾向

- ・ 死傷者の多い順（中分類）では、「卸売業又は小売業」（28人・対前年比5人減少）、「保健衛生業」（26人・対前年比10人増加）、「食料品製造業」（23人・対前年比10人増加）となった。
- ・ 「製造業」（大分類）では、対前年比で9人、率にして19.6%増加し、55人となった。特に大きく増加したのが「食料品製造業」と「電気機械器具製造業」（13人・対前年比5人増加）であった。
- ・ 「建設業」（大分類）では、対前年比で10人、率にして71.4%増加し、24人となった。特に大きく増加したのが「建築工事業」で、対前年比で11人増加して16人となった。また、死亡者も3人増加した。
- ・ 「運輸貨物業」（大分類）では、対前年比で3人、率にして16.7%減少し、15人となった。
- ・ 「林業」では、対前年比で3人、率にして150.0%増加し、5人となった。

多くの業種で死傷者が増加した。前年と比較して特に増加が目立つのは、「食料品製造業」、「建築工事業」、「保健衛生業」（合計で対前年比31人増加）となっており、災害増加の要因と考えられる。

事故の型別傾向

- ・ 死傷者の多い順に、「転倒」（70人、全体の32.9%）、「動作の反動・無理な動作」（33人、全体の15.5%）、「はさまれ・巻き込まれ」（22人、全体の10.3%）であった。
- ・ 前年からの増加人数が多かったのは、順に「転倒」（16人増）、「激突され」（12人増）、「切れ・こすれ」（9人増）であった。一方、前年との増減比が大きかったのは、順に「激突され」（171.4%増）、「切れ・こすれ」（112.5%増）、「激突」（3人増、100.0%増）であった。
- ・ 死亡者の事故の型は、3人とも「交通事故」であった。また、「交通事故」による死傷者は11人で、対前年比で3人、率にして37.5%増加した。
- ・ 「墜落・転落」による死傷者は21人であり、対前年比で4人、率にして16.0%減少した。
- ・ 「動作の反動・無理な動作」による死傷者は33人であり、対前年比で5人、率にして17.9%増加した。

令和6年は、「転倒」、「切れ・こすれ」、「動作の反動・無理な動作」等の労働者の作業行動に起因する災害が増加した。適切な作業手順の策定、教育等が不十分であったことが原因として考えられる。

起因物別傾向

- ・ 死傷者の多い順に、通路等の「仮設物・建築物・構築物等」（69人）、「起因物なし」（22人）はしご等の「用具」（19人）となった。特に、「仮設物・建築物・構築物等」は、対前年比で20人増加した。

通路等を起因とした「転倒」による災害が増加した。事業場内外の転倒危険箇所の把握や改善が不十分であると考えられる。

令和6年 労働災害発生状況の特徴

令和6年まとめ

年齢別傾向

- ・ 年齢が高くなるほど死傷者数が多くなる傾向がある。
- ・ 「60歳以上」の死傷者は72人で、全体を占める構成比は33.8%であった。
- ・ 死傷者の多い順に、「60歳以上」(72人)、「50～59歳」(51人)、「40～49歳」(46人)となった。また、前年から増加したのも、「60歳以上」(12人増)、「50～59歳」(12人増)、「40～49歳」(17人増)であった。
中高年層の労働者の災害が増加した。「エイジフレンドリーガイドライン」をはじめとした高齢労働者の労働災害防止にかかる対策が不十分であると考えられる。

経験期間別傾向

- ・ 経験期間が「5年以上」の死傷者は106人(対前年比19人増加)で、全体を占める構成比は49.8%であった。
- ・ 経験期間が「1年未満」の死傷者は51人(対前年比7人増加)で、全体を占める構成比は24.0%であった。
中堅からベテラン労働者による災害が増加しており、慣れによる危険感受性の欠如が原因として考えられる。また、経験期間が少ない労働者の災害も増加しており、雇入れ時の教育等が不十分であることが原因として考えられる。

事業場規模別

- ・ 「9人以下」の事業場における死傷者が33人、「10～29人」の事業場における死傷者が58人であり、「30人未満」の事業場における死傷者が全体を占める構成比は42.7%であった。
- ・ 前年から特に増加したのは、「50～99人」の事業場(12人増)、「100～299人」の事業場(13人増)であった。
安全衛生委員会若しくは衛生委員会の設置義務のある規模の事業場での災害が増加している。原因として、安全衛生委員会等が十分に機能していない、安全管理者や衛生管理者等の職務が十分に行われていない等の可能性が考えられる。

事故の型別・起因物別傾向

- ・ 「仮設物・建築物・構築物等を起因とする転倒」災害が最も多く(47人)、全体の22.1%を占めている。
- ・ 「人力機械工具等を起因とする切れ・こすれ」が前年より7人増加し、「用具を起因とする転倒」が前年より6人増加した。
- ・ 前年0人であった「材料を起因とする激突され」は5人であった。
通路や用具等で転倒する災害、材料等に激突される災害が増加した。事業場内の環境や設備が十分に整備されていないことが原因として考えられる。

月別傾向

- ・ 「10月」の死傷者が25人と最も多く、次いで「3月」の死傷者が20人となっている。なお、10月に最も多かった事故の型は、「動作の反動・無理な動作」(7人)であった。
- ・ 最も死傷者が少なかった月は「2月」であり、死傷者は13人であった。
令和6年は、時季に大きな偏りなく災害が発生している。冬季に限らず、いずれの時季でも対策を徹底する必要がある。

時間別

- ・ 「8時台」の死傷者が29人と最も多く、次いで「15時台」(24人)、「9時台」(23人)であった。
- ・ 「8時台」から「11時台」の合計が91人、「13時台」から「17時台」の合計が82人となっている。
朝方の災害が多く発生している。朝方は、体が完全に覚醒していない時間帯でもあるため、十分に注意する。また、疲労が蓄積される午後の時間帯も注意する必要がある。

労働災害の推移・全産業傾向

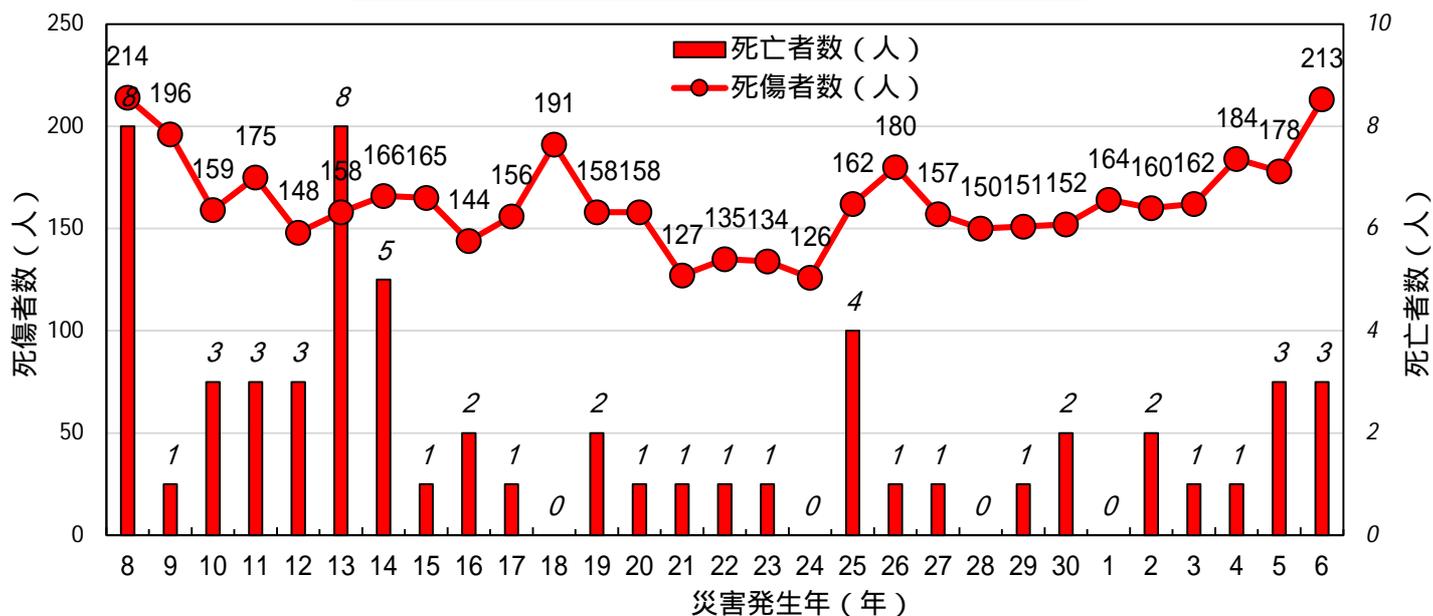
1 労働災害発生状況の傾向

令和6年の死傷者は213人で、対前年比で35人増加した。

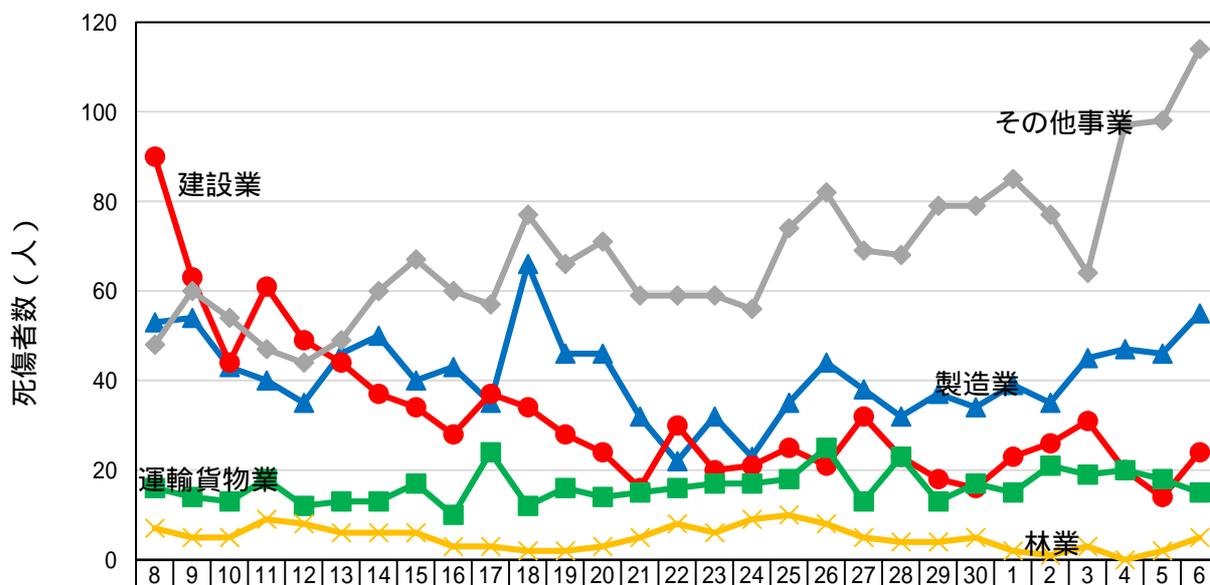
死傷者が200人を超過するのは、平成8年以来、28年ぶりであった。

死亡者は、前年と同数で、3人であった。

第1図 死傷災害(休業4日以上)と死亡災害の推移

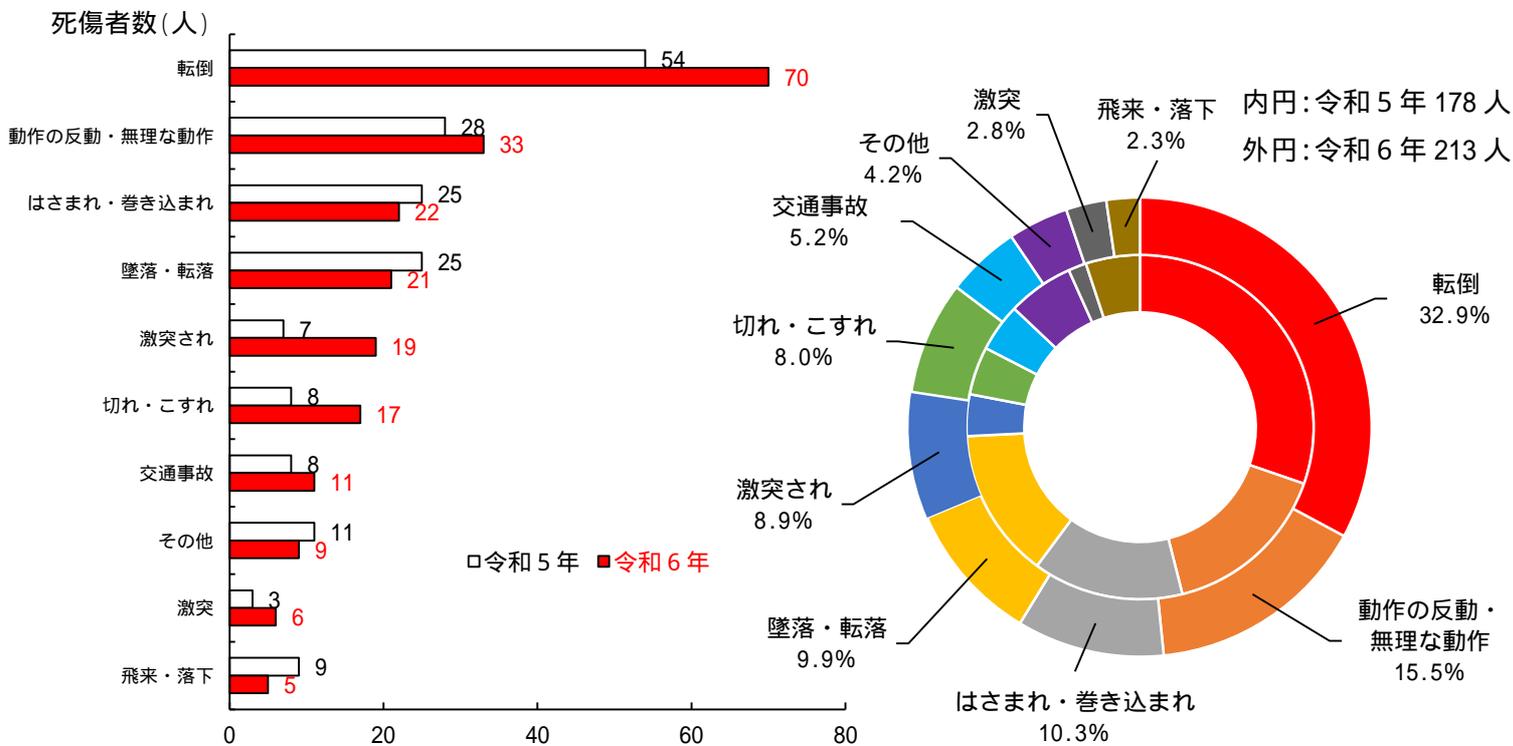


第2図 業種別労働災害の推移

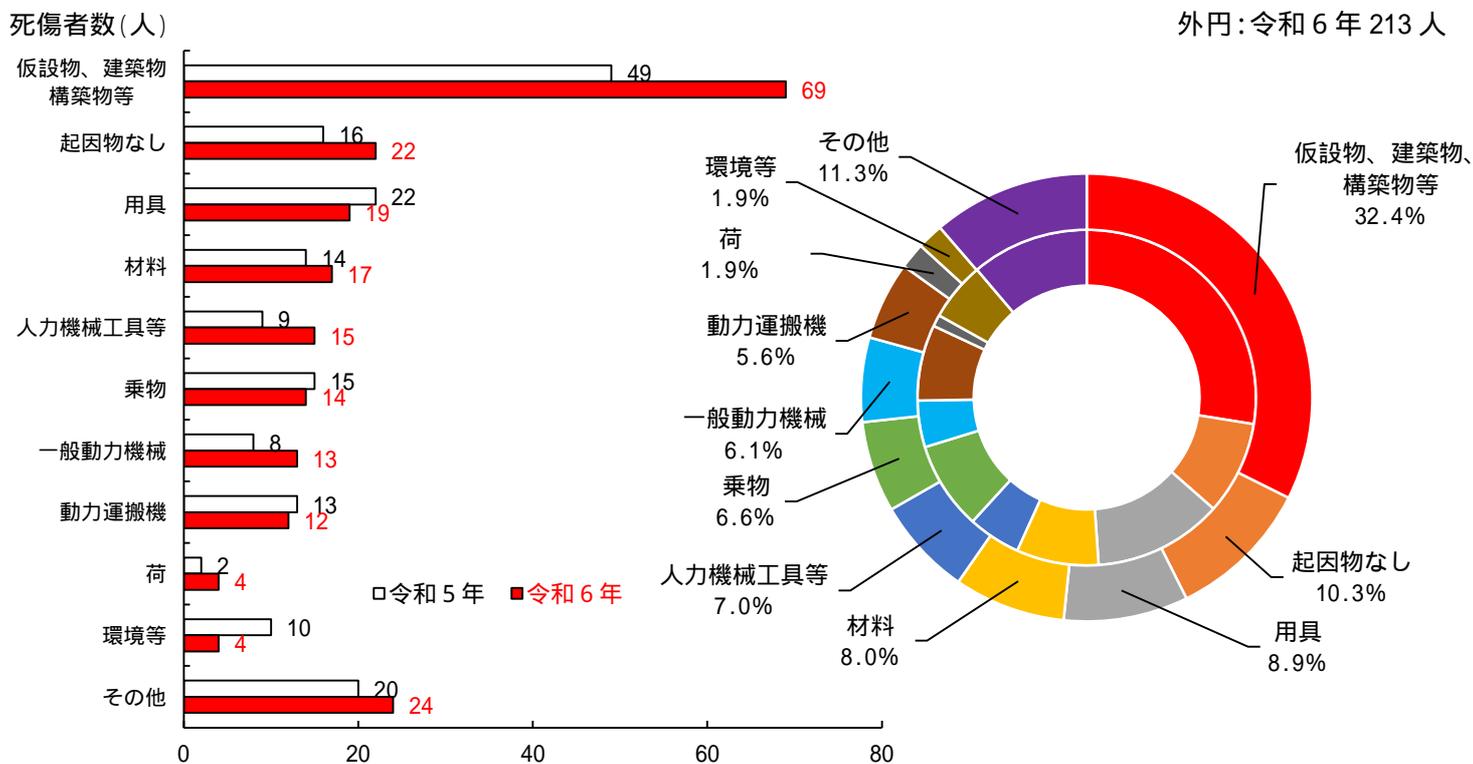


2 災害発生状況の前年比較

第3図 事故の型別発生状況(死傷者数と割合)

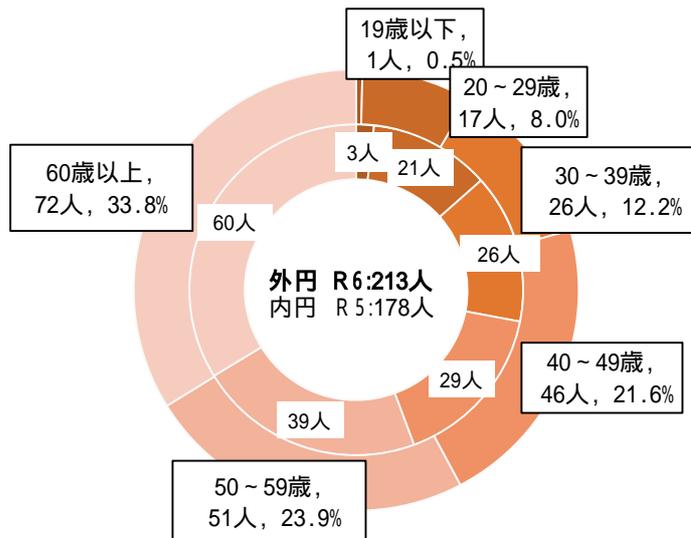


第4図 起因物別発生状況(死傷者数と割合)



第5図

年齢別発生状況

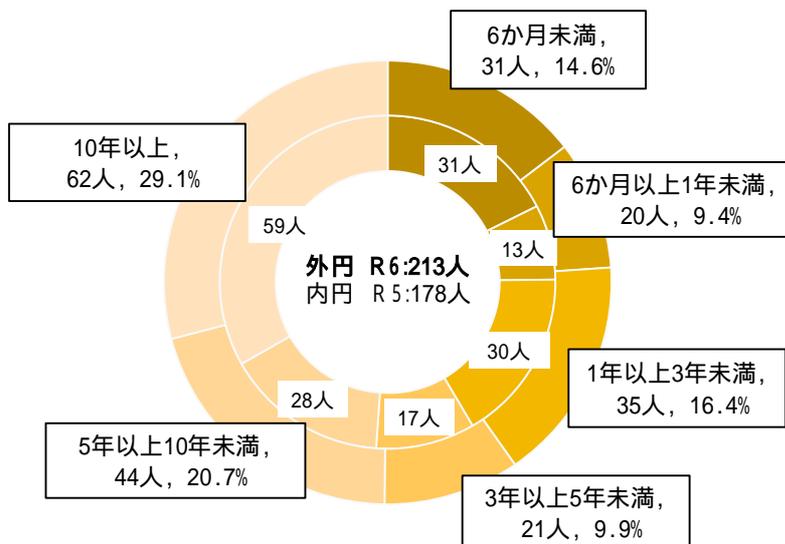


特徴

- ・「60歳以上」の死傷者は前年より12人増加し、構成比は33.8%であった。
- ・「39歳以下」の死傷者は前年より6人減少し、構成比は20.7%であった。
- ・若年層の死傷者は減少したものの、中高年層の死傷者が大きく増加した。

第6図

経験期間別発生状況



特徴

- ・経験期間が「5年以上」の死傷者は106人となり、前年より19人増加した。
- ・経験期間が「5年以上」の死傷者の構成比は49.8%となり、死傷者の約半数が「5年以上」の経験を有する労働者であった。
- ・経験期間が「1年未満」の死傷者は51人となり、前年より7人増加した。構成比は24%であった。

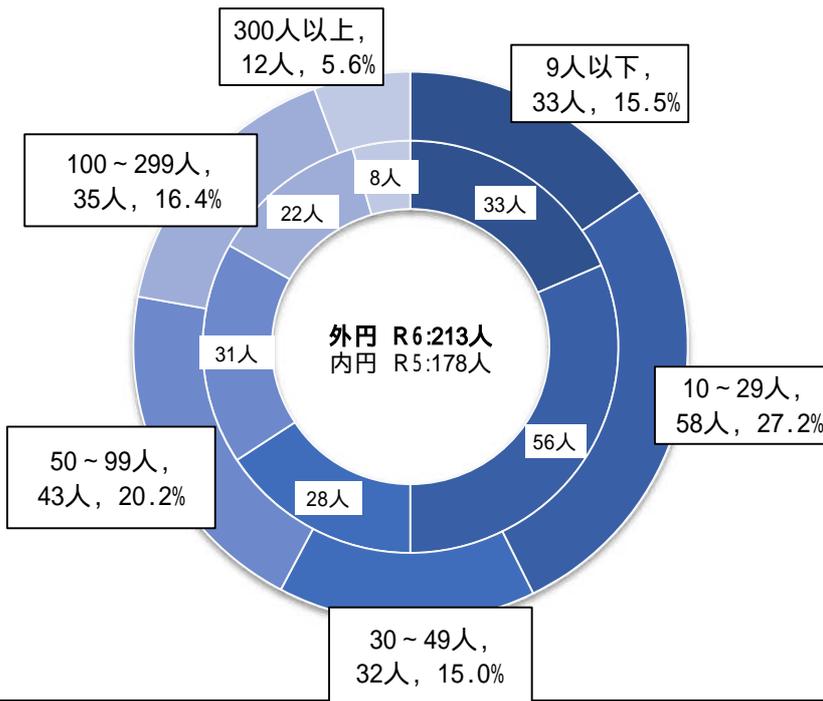
第1表

地域別業種別発生件数(大分類)

業種	地域	大町市	池田町	松川村	白馬村	小谷村	安曇野市	松本市梓川地区	総計
製造業		20	4	2	1		26	2	55
鉱業							1		1
建設業		8	2		7		6	1	24
運輸貨物業		1			5	1	8		15
林業		2				1	2		5
卸小売業		4	2		1		21		28
保健衛生業		4	4	1			16	1	26
旅館業		4			3		5		12
飲食業		1	1				1		3
その他接客娯楽		1			1		4		6
清掃・と畜業		3		1			1		5
上記以外		6	2	1	7		16	1	33
総計		54	15	5	25	2	107	5	213

第7図

事業場規模別発生状況

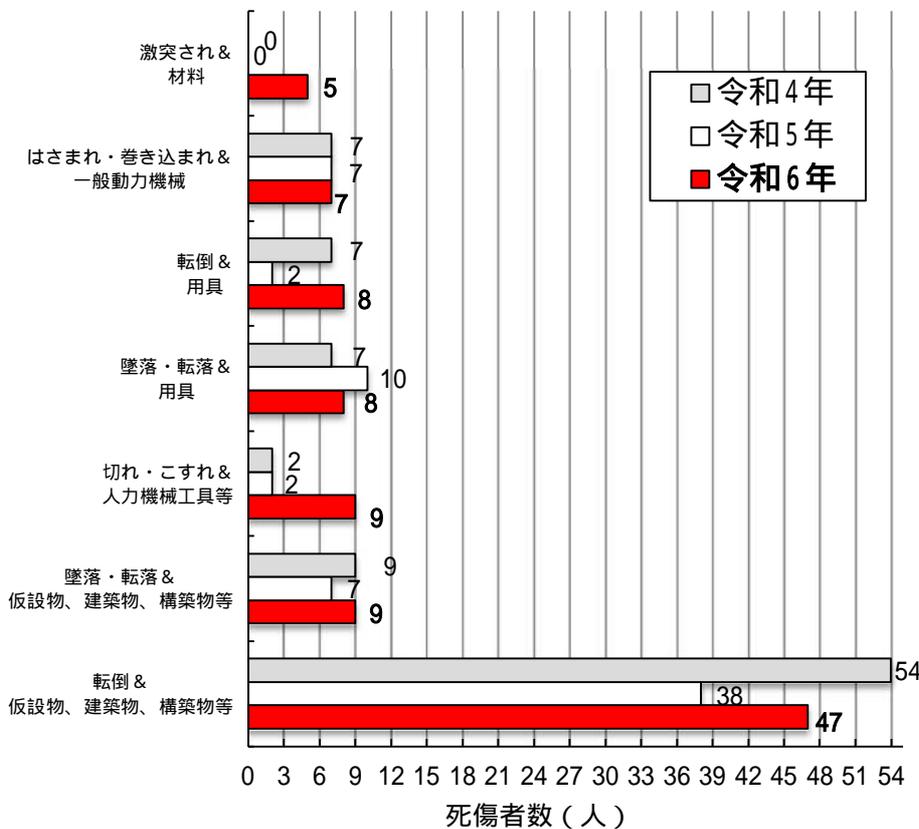


特徴

- ・「49人以下」の事業場における死傷者は、前年よりも6人増加した。
- ・「50人以上」の事業場における死傷者は、前年よりも29人増加した。
- ・依然として小規模事業場における災害も多いが、令和6年は、「50人以上」の事業場での労働災害が大きく増加した。

第8図

主な事故の型・起因物別発生状況

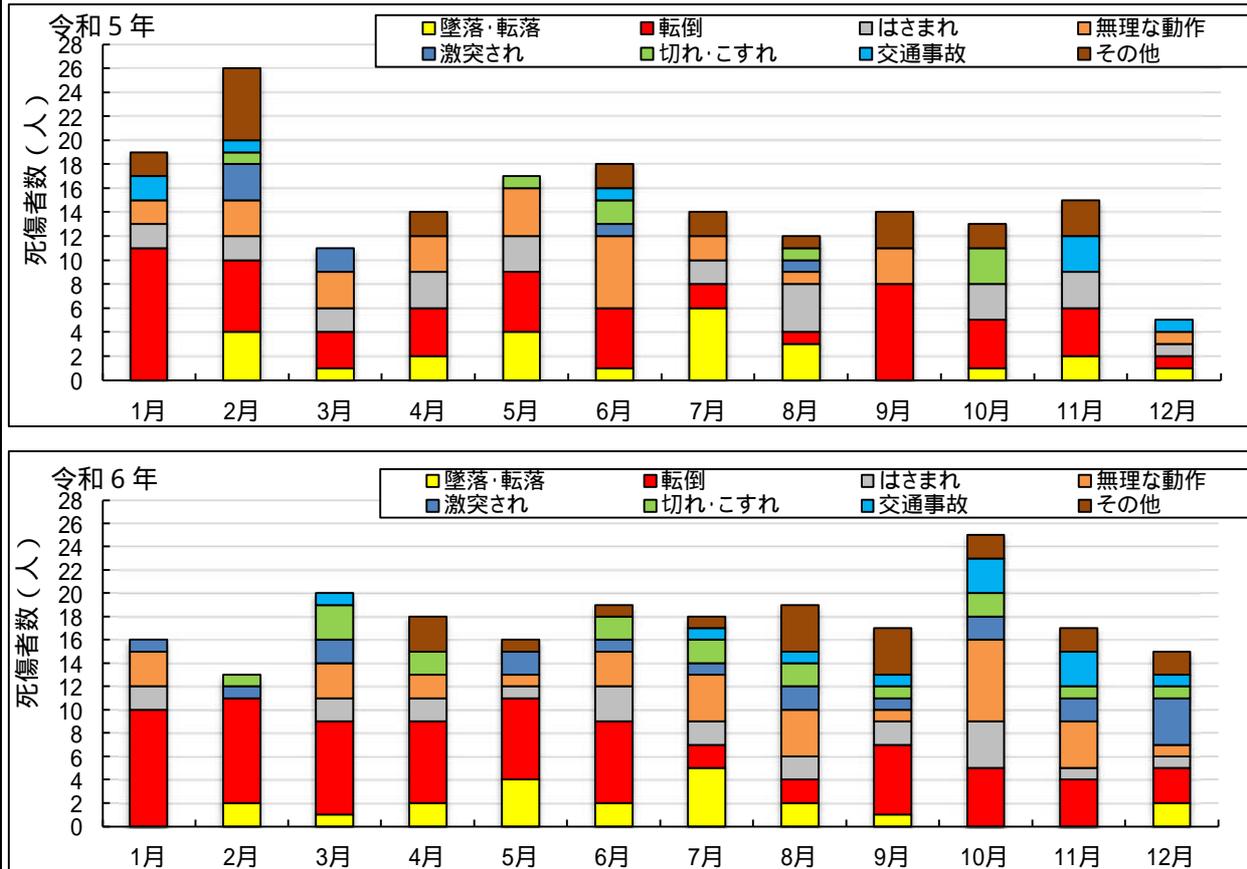


特徴

- ・「仮設物・建築物・構築物等を起因とする転倒」が最も多くなり、前年よりも9人増加した。
- ・「用具を起因とする転倒」は前年よりも6人増加した。
- ・「仮設物・建築物・構築物等を起因とする墜落・転落」、「人力機械工具等を起因とする切れ・こすれ」がそれぞれ9人となり、2番目に多くなった。
- ・「人力機械工具等を起因とする切れ・こすれ」が前年よりも7人増加した。
- ・前年0人であった「材料を起因とする激突され」が5人であった。

第9図

月別・事故の型別発生状況

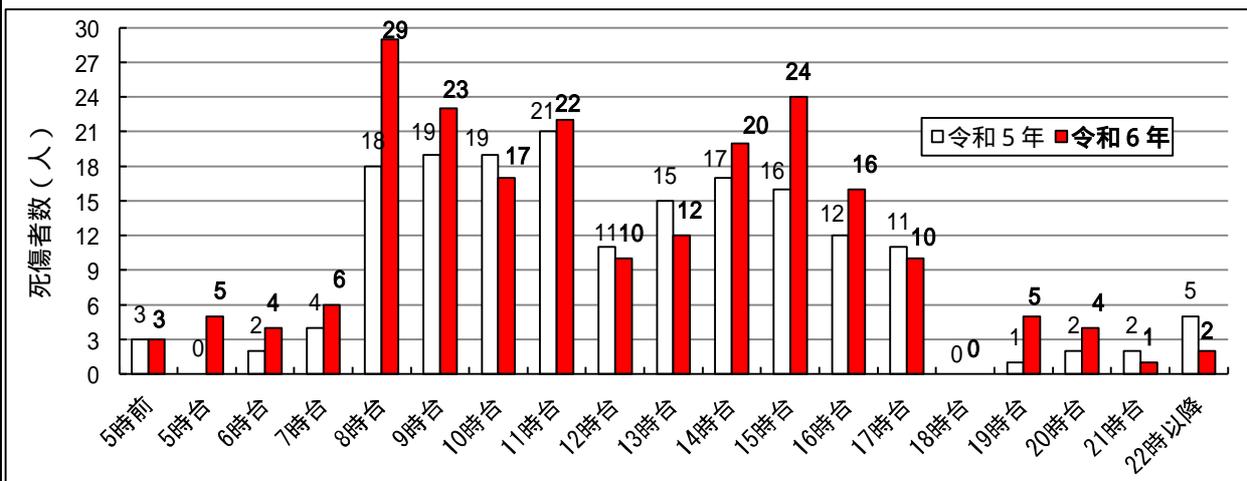


特徴

- ・月別では、「10月」の死傷者が「動作の反動・無理な動作」等を中心に25人となり、年間で最多となった。一方、「2月」の死傷者は13人となり、年間最小となった。
- ・「2月」と「10月」を除いた各月の死傷者が15～20人で推移しており、令和6年は、時季に大きな偏りなく災害が発生した。
- ・「転倒」による災害は、冬季以外も発生しているが、「転倒」が減少した月は、「転倒」以外の災害が増加した。

第10図

時間別発生状況



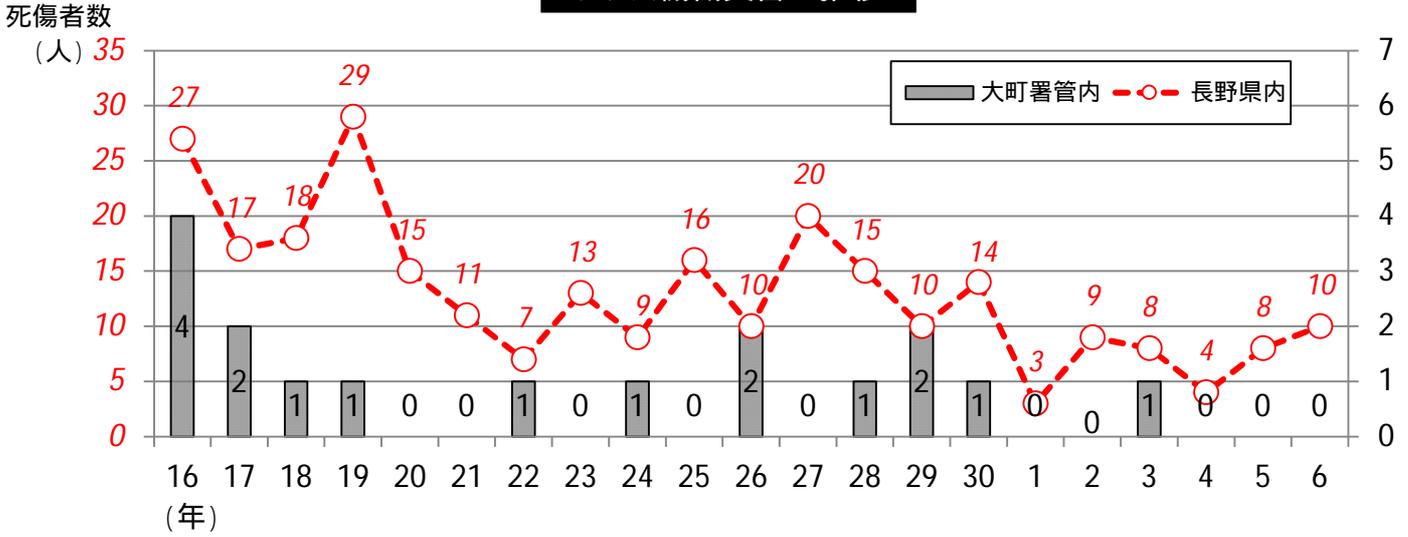
特徴

- ・「8時台」の死傷者が29人と最も多くなり、「8時台」から「9時台」にかけて多くの災害が発生した。
- ・「8時台」から「11時台」の合計が91人、「13時台」から「17時台」の合計が82人となる等、午後よりも午前中のほうが多くの災害が発生した。
- ・午後の時間帯では、「14時台」から「15時台」に多くの災害が発生した。

プレス機械・木材加工用機械災害発生状況

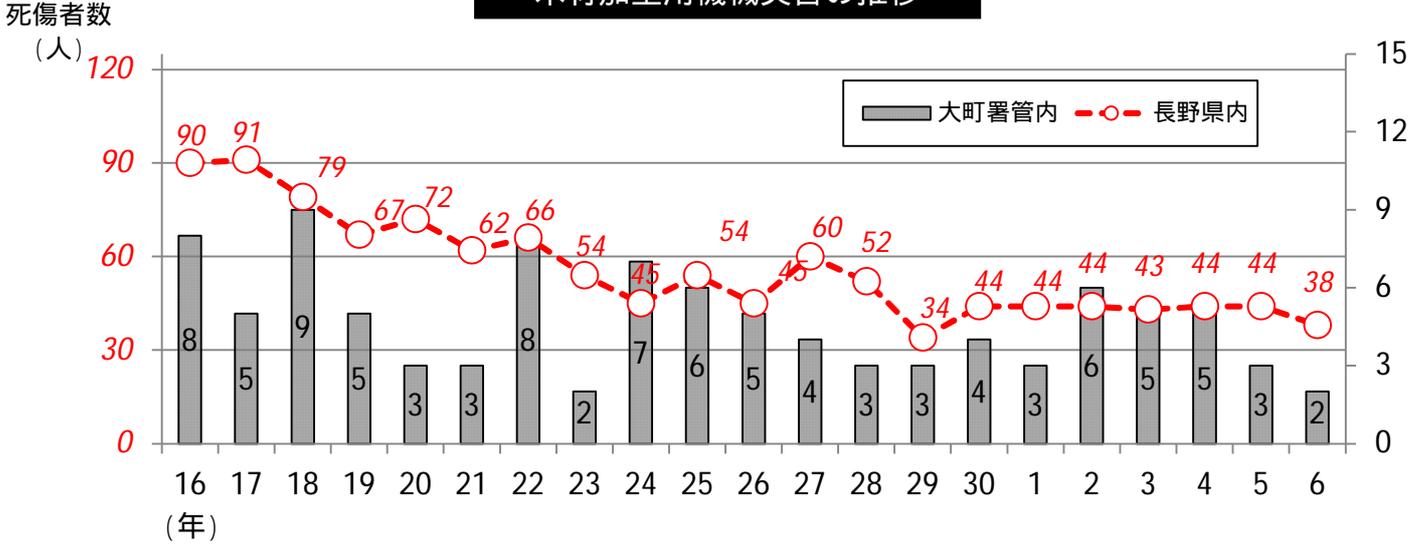
第1図

プレス機械災害の推移



第2図

木材加工用機械災害の推移



第1表

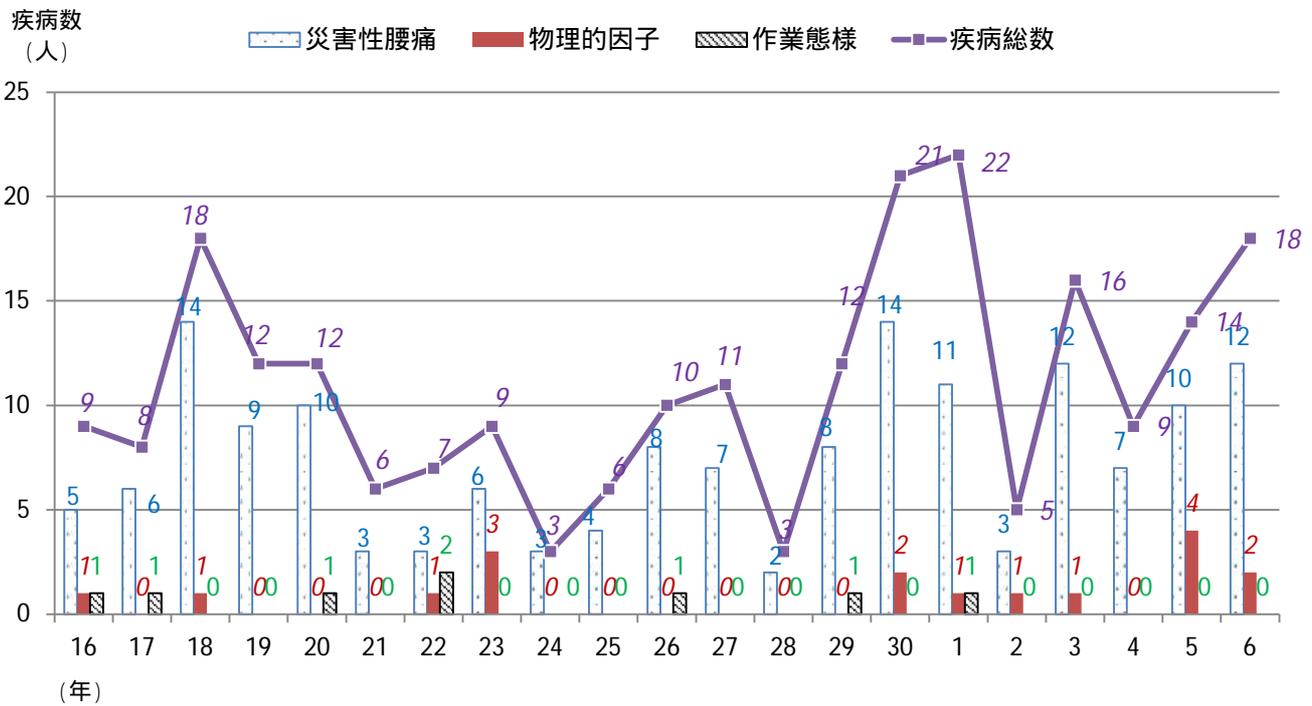
令和6年に発生した木材加工用機械災害の内訳

業種		製木材・造木製品業	建設業	林業	その他の業種	合計
木材加工用機械						
丸のこ盤	定置式					0
	携帯用または可搬式					0
かんな盤	手押し式					0
	自動式					0
	携帯用または可搬式					0
帯のこ盤						0
木工フライス・ルーター・面取り盤						0
その他(木工旋盤・チェーンソー等)				2		2
合計		0	0	2	0	2

職業性疾病・健康診断結果

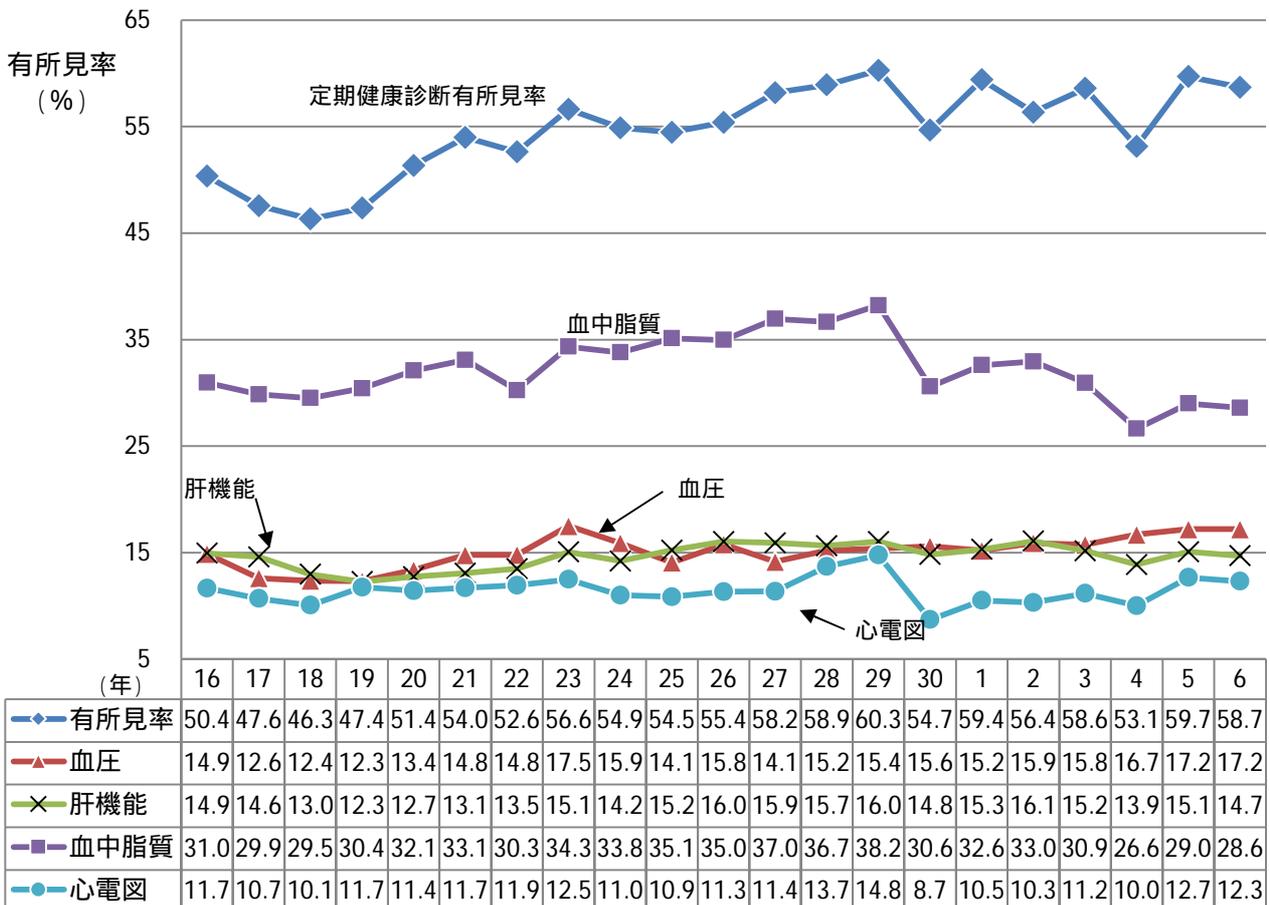
第1図

業務上疾病発生状況の推移



第2図

主な項目別有所見率の推移



業種別労働災害の傾向と問題点

製造業 (55 人)

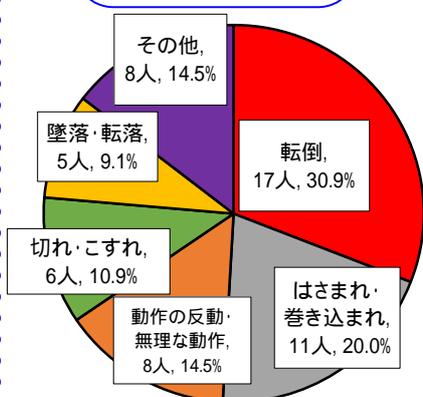
傾向と問題点

- ▶ 製造業全体の死傷者は 55 人となり、対前年比で 9 人、率にして 19.6% 増加した。製造業の死傷者が 50 人を超過するのは、平成 18 年以来である。
- ▶ 事故の型別では、「転倒」による死傷者が 17 人 (対前年比 4 人増加) と最多となった。
- ▶ 依然として機械による「はさまれ・巻き込まれ」による災害が多発する傾向にある。前年同様、「はさまれ・巻き込まれ」による死傷者は 11 人となり、「転倒」に次ぐ数となった。特に、機械の清掃や調整等の非常時時の作業において、当該機械を停止させずに作業させたことにより発生する災害が散見される。
- ▶ 「切れ・こすれ」による災害も増加しており、死傷者は 6 人となり、前年よりも 5 人増加した。
- ▶ 労働者が 50 人以上の事業場における死傷者が 7 割近くを占めた。

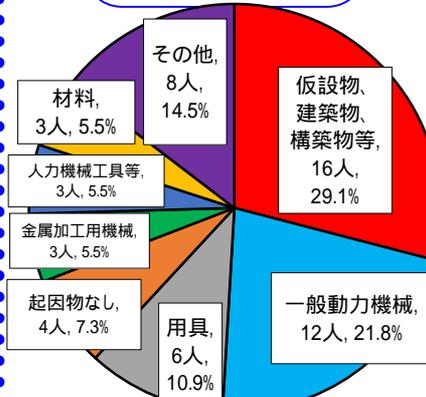


【事例】 稼働中の機械が詰まったため、解消するべく、インターロック式の覆いが設置されていない機械下部の隙間から可動範囲内に立ち入り、当該機械に巻き込まれた。(40 歳代 / 休業見込み 2 か月)

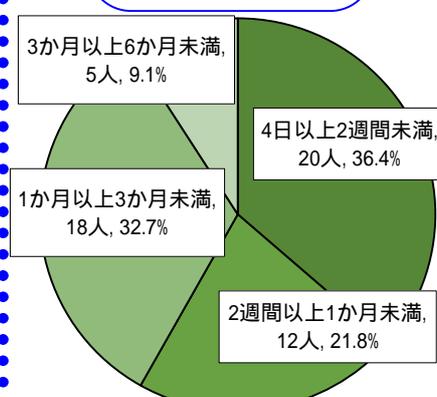
事故の型別



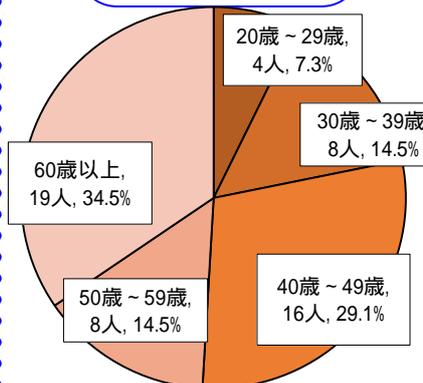
起因物別



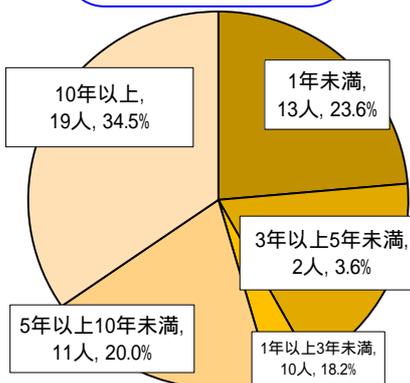
災害程度別



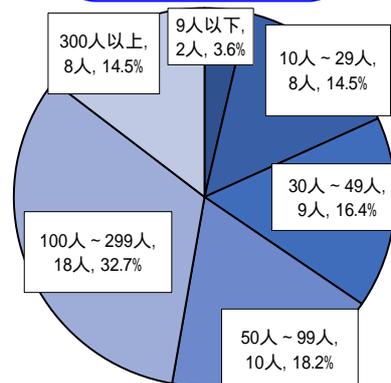
年齢別



経験期間別



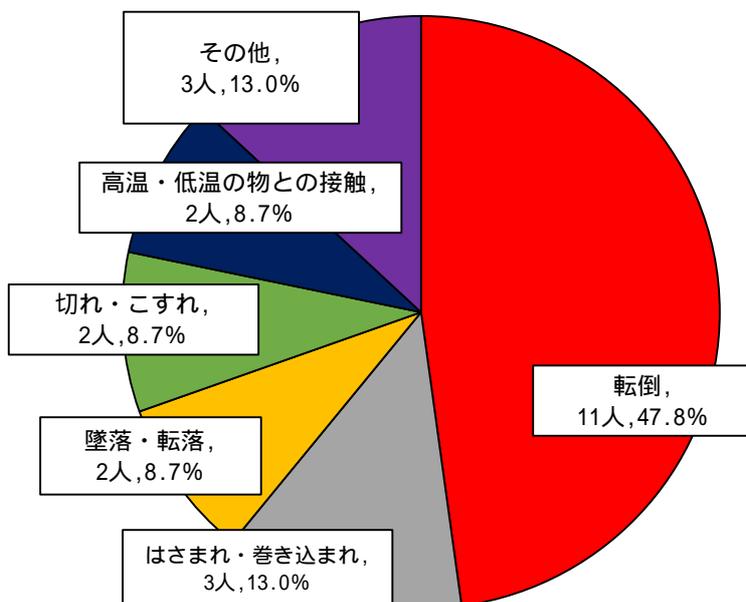
事業場規模別



重点的に実施すべき対策

- ▶ 「転倒」を防止するため、事業場内における 4S (整理、整頓、清掃、清潔) 活動やリスクアセスメント等を通じて転倒危険箇所を改善していく。また、高齢労働者の災害を防止するため、体操をはじめとした転倒しにくい身体づくりに取り組んだり、転倒しにくい作業方法を採用したりする。
- ▶ リスク低減措置を講じるに当たっては、危険源の除去・低減等の本質安全化を優先して検討し、リスク低減措置実施後の検証も行う。また、労働者に対して、清掃・調整等の作業時に機械の停止を徹底するよう教育するだけでなく、事業場全体でトラブル対処等の際に機械を確実に停止することができる環境にする。
- ▶ 安全衛生委員会の設置義務がある事業場での災害が多発していることから、安全衛生委員会が十分に機能していない、安全管理者や衛生管理者等の職務が十分に行われていない等の可能性も考えられる。安全衛生委員会の充実化を図り、自主的な安全衛生活動を向上させる。

食料品製造業の災害傾向



- ▶ 死傷者は23人となり、対前年比で10人、率にして76.9%増加した。
- ▶ 事故の型別では、「転倒」が11人で最多となり、約半数が「転倒」による死傷者であった。次いで、「はさまれ・巻き込まれ」が続いた。
- ▶ 「転倒」による死傷者は、前年より6人増加し、11人となった。
- ▶ 「はさまれ・巻き込まれ」による死傷者は前年同様3人であった。
- ▶ 「墜落・転落」、「切れ・こすれ」、「高温・低温の物との接触」による死傷者は前年よりも増加した。

林業(5人)

傾向と問題点

- ▶ 死傷者は5人となり、対前年比で3人、率にして150.0%増加した。
- ▶ 事故の型では、「はさまれ・巻き込まれ」と「切れ・こすれ」による災害がそれぞれ2件となった。
- ▶ 「切れ・こすれ」による災害は、いずれもチェーンソーが起因物となっていた。



【事例】山林内の斜面でチェーンソーを用いて伐倒木を玉切りしていた際、チェーンソーの刃が伐倒木に触れた際、キックバックして下肢を負傷。(20歳代/休業見込み1か月)

重点的に実施すべき対策

- ▶ チェーンソーによる伐木等の業務については、対象となる労働者に対して確実に特別教育を受講させるとともに、下肢の切創防止用保護衣(防護ズボン・チャップス等)の着用を徹底する。
- ▶ 伐木作業を開始する前に、伐倒予定木を確認するのみでなく、周囲の状況や枯木・つるがらみ等の有無などを調査、記録したうえで、適切な伐採方法の選択、立入禁止場所の設定、退避場所の選定、かかり木処理の方法、伐倒時の合図の方法、応急措置等に係る作業計画を作成することを徹底する。また、作業計画は労働者に周知し、当該作業計画に基づいて作業を行わせる。
- ▶ 「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」に基づく、かかり木の処理を徹底する。
- ▶ 車両系木材伐出機械等については、労働安全衛生規則に定める事項を遵守し、適切な管理を行う。特に、事前に作業計画を作成し、特別教育を受講した者が確実に運転する必要がある。

建設業(24人)

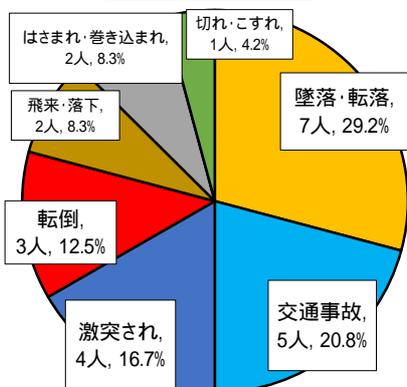
傾向と問題点

- ▶ 建設業全体の死傷者は24人となり、対前年比で10人、率にして71.4%増加した。
- ▶ 前年0人であった死亡者も3人となった。なお、死亡災害の型はいずれも「交通事故」による死傷者(死亡者含む)は前年より4人増加した。
- ▶ 事故の型別では、「墜落・転落」による死傷者が7人で最多となった(対前年比1人増加)。
- ▶ 「激突され」による死傷者は4人となり、対前年比で3人増加した。

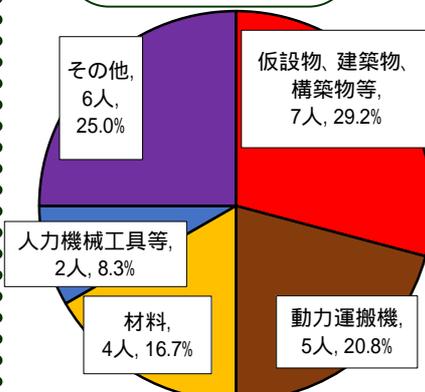


【事例】木造家屋の足場の解体作業中、地上から3層目の足場にて、足場の部材を地上に落下させる作業を行っていた際、足場に設けられた手すりから身を乗り出して、当該部材とともに地上に墜落。(40歳代/休業見込み2か月)

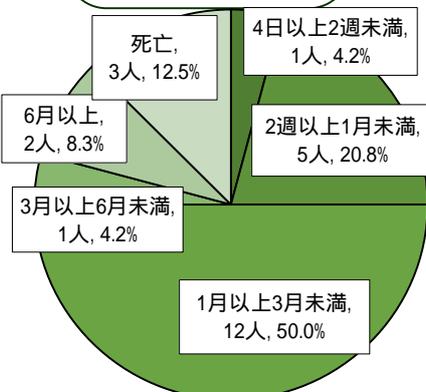
事故の型別



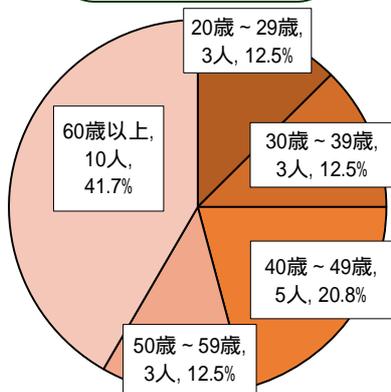
起因物別



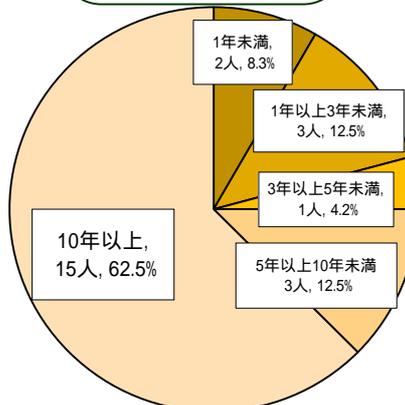
災害程度別



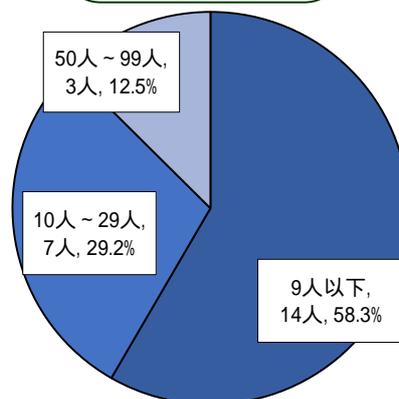
年齢別



経験期間別



事業場規模別



重点的に実施すべき対策

- ▶ 依然として「墜落・転落」による死傷者が多いことから、高所作業時の墜落防止措置を確実に講じる。
- ▶ 足場の解体作業中の墜落災害が発生していることから、足場上での作業における墜落制止用器具の使用の徹底及び使用状況の監視を行うとともに、手すり先行法等のより安全な組立・解体方法を採用する。
- ▶ 「交通事故」により3人の労働者が亡くなっていることから、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、交通労働災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間の管理、安全教育の実施等を行う。
- ▶ 高齢者に配慮した施工方法・作業方法、安全な通路の設置等を採用するとともに、経験期間10年以上のベテラン層の災害が6割以上を占めていることから、KY活動やリスクアセスメント等の安全衛生活動がマンネリ化しないよう意識の涵養を図る。

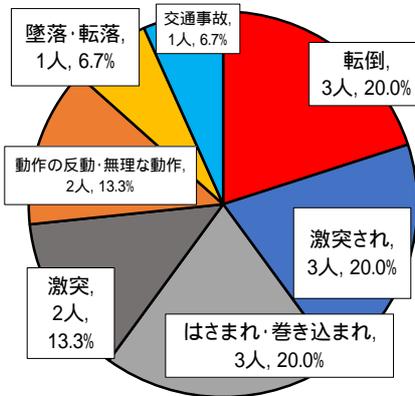
運輸貨物業(15人)

傾向と問題点

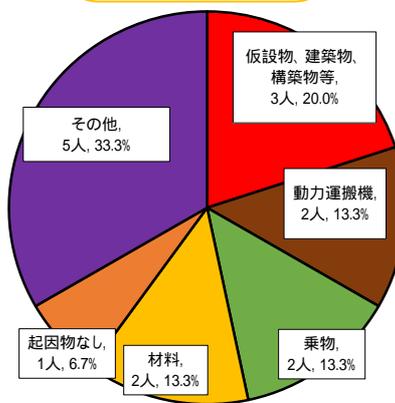
- ▶ 運輸貨物業には、道路貨物運送業のほか、当署管内特有の産業である索道業(スキー場)が含まれる。
- ▶ 運輸貨物業全体の死傷者は15人となり、対前年比で3人、率にして16.7%減少した。
- ▶ 業種別では、道路貨物運送業の死傷者が9人(対前年比3人減少)、索道業の死傷者が6人(対前年比1人増加)等となった。
- ▶ 「転倒」による死傷者は3人と、対前年比で5人減少した。一方、前年0人であった「激突され」による死傷者は3人であった。
- ▶ 経験年数が1年未満の死傷者が半数以上を占めている。

【事例】 フォークリフトを使用してトラックの荷台に荷物を積み込む作業をしていた際、先に積んだ荷と次に積む荷の間に緩衝材を挟むべく、別の労働者が両手で緩衝材を押さえていたところ、前進してきたフォークリフトに両手が挟まれて負傷。(50歳代/休業見込み10日)

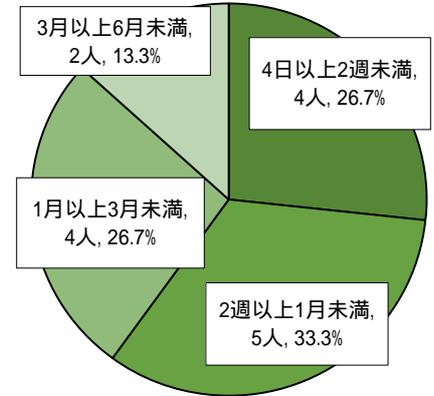
事故の型別



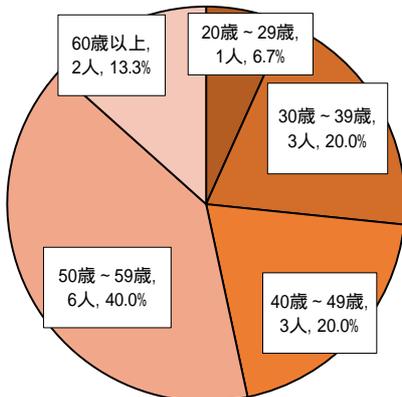
起因物別



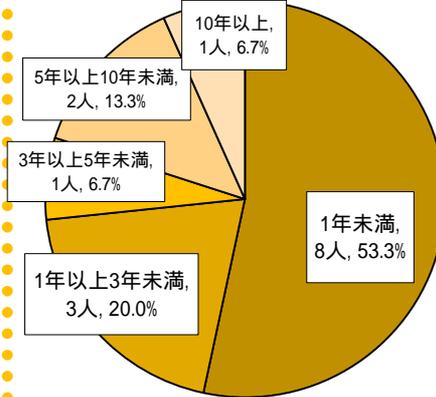
災害程度別



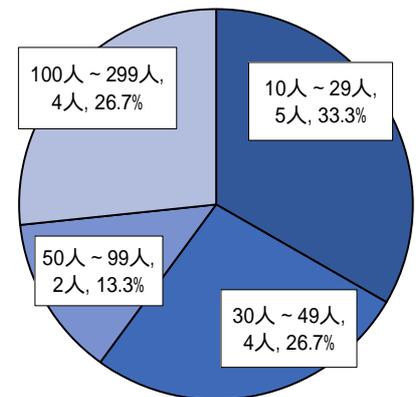
年齢別



経験期間別



事業場規模別



重点的に実施すべき対策

- ▶ 道路貨物運送業において、荷役作業場所における「墜落・転落」、「転倒」災害を防止するため、安全な作業床、昇降設備や必要な照明・標識等を設置する。また、荷役作業時は保護防の着用を徹底する。
- ▶ フォークリフトの災害防止のため、作業計画作成、用途外使用の禁止、周囲の立入禁止等を徹底する。
- ▶ 道路貨物運送業において、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、管理体制の確立・整備、適切な労働時間の把握管理等の安全教育の実施などを推進する。
- ▶ 索道業において、経験の浅い季節雇用労働者による労働災害を防止するため、雇入時教育等を確実に実施し、スキー等によるパトロール中や移動中における転倒災害防止対策を周知・徹底させる。
- ▶ 索道業において、スキー場における危険箇所の洗い出し等を行い、関係労働者に周知する。また、リスクアセスメント等を実施し、危険箇所を積極的に改善していく。さらに、リフト支柱等からの墜落防止のため、高所作業時は、手すり等の設置のほか、墜落制止器具の使用を徹底させる。

卸売業又は小売業(28人)

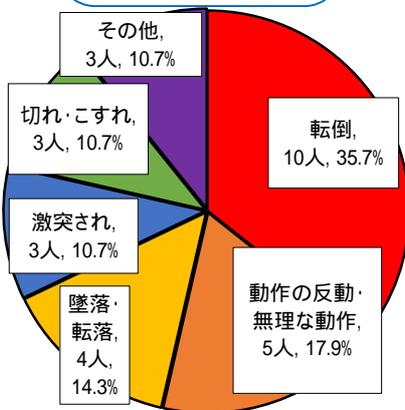
傾向と問題点

- ▶ 卸売業又は小売業の死傷者は28人となり、対前年比で5人減少した。なお、卸売業の死傷者は3人(対前年比1人減少)、小売業の死傷者は25人(対前年比4人減少)であった。
- ▶ 事故の型別では、「転倒」による死傷者が10人(対前年比4人減少)で最多となり、「動作の反動・無理な動作」による死傷者が5人(対前年比1人減少)と続いた。
- ▶ 前年0人であった「切れ・こすれ」による死傷者が3人であった。

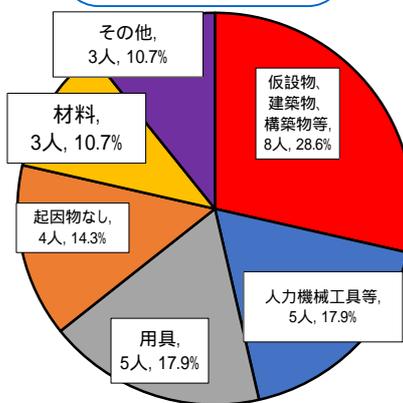


【事例】店舗内で、カウンターから売場へ向かおうとした際、カウンター内に放置された商品の箱につまずいて転倒した。
(50歳代 / 休業見込み6週間)

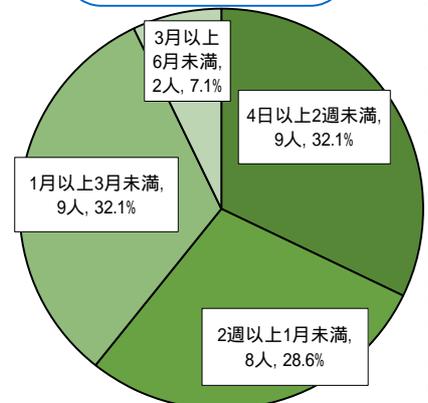
事故の型別



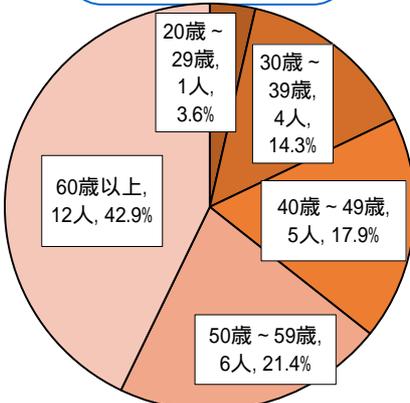
起因物別



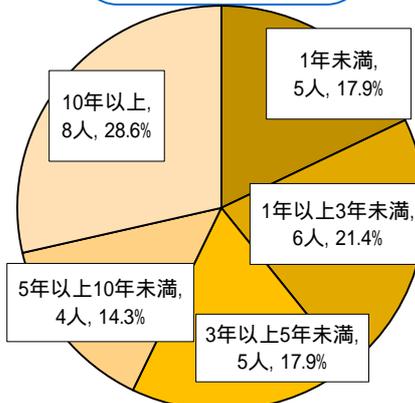
災害程度別



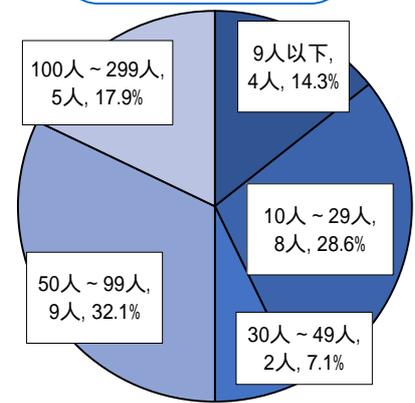
年齢別



経験期間別



事業場規模別



重点的に実施すべき対策

- ▶ 安全管理体制を構築し、リスクアセスメントに取り組む等、組織として災害防止を推進する。
- ▶ 転倒災害を防止するため、事業場内の4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動の推進、施設内通路の整備や手すりの設置等の設備対策の実施、滑りにくい靴の着用の徹底、体操をはじめとした身体づくり等を実施する(特に高年齢労働者への配慮に留意)。
- ▶ 重量物取扱作業では、腰痛防止のため、機械による自動化や、台車・昇降装置の使用により省力化を図る。
- ▶ 労働者の安全衛生意識を向上させるための活動として、ヒヤリハット収集、危険予知活動、4S活動等、労働者参加型の活動を展開する(床面の水濡れ等の小まめな清掃、通路等の確保などの意識付け)。
- ▶ 安全作業マニュアルを店舗従業員に周知教育する必要がある(切創防止手袋等安全保護具の確実な使用等)。
- ▶ 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に基づき、本社・店舗それぞれの対策を行う。

保健衛生業(26人)

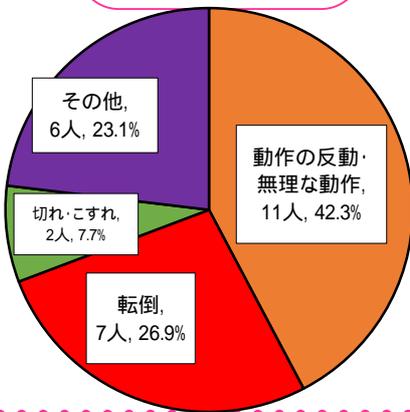
傾向と問題点

- ▶ 保健衛生業の労働災害は、主に社会福祉施設において発生しており、社会福祉施設の死傷者が24人(対前年比11人増加)であった。
- ▶ 事故の型別では、「動作の反動・無理な動作」による死傷者が11人(対前年比8人増加)で最多となり、「転倒」による死傷者が7人(対前年比3人増加)と続いた。
- ▶ 「動作の反動・無理な動作」による災害は、主に腰痛が該当しており、社会福祉施設で利用者の介護業務に従事する際等に発生している。
- ▶ 50歳以上の死傷者が7割以上を占める等、中高年層の災害が多発している。

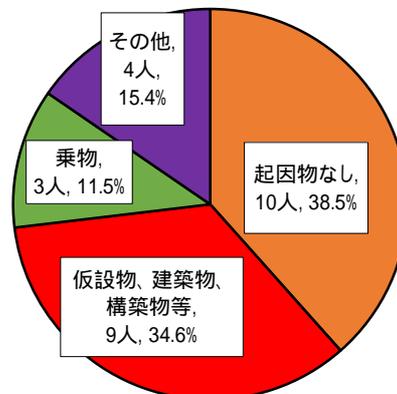


【事例】職員2人がタオルを使用して利用者をストレッチャーから寝台へ移動させようと寝台に上がり、中腰でタオルを掴み、利用者を持ち上げたところ、腰を痛めた。(20歳代/休業見込み2週間)

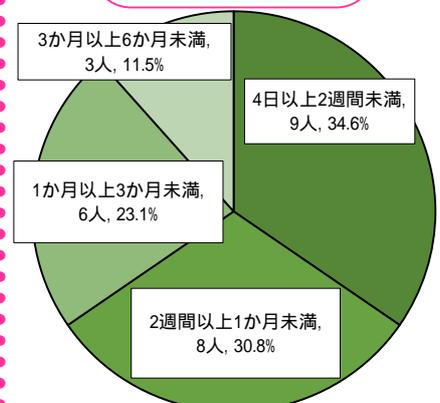
事故の型別



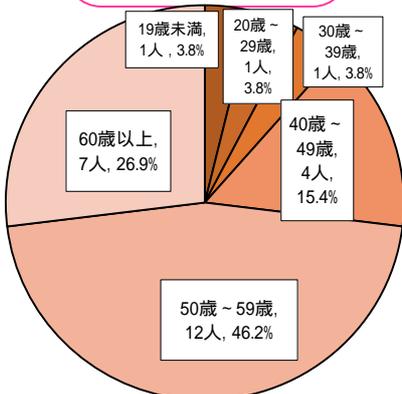
起因物別



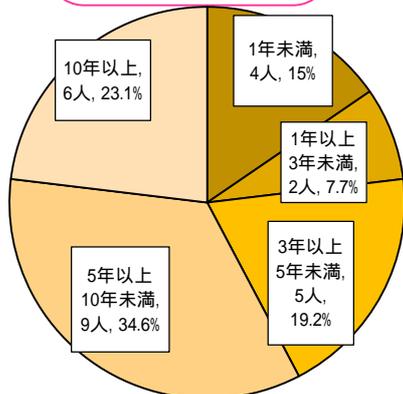
災害程度別



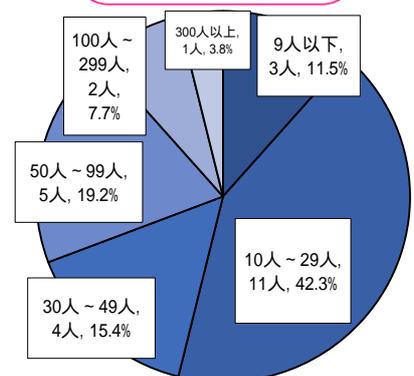
年齢別



経験期間別



事業場規模別



重点的に実施すべき対策

- ▶ 腰痛災害の原因は特定の要素によるものではなく、さまざまな要素が重なって起こるものであることを踏まえ、過去に発生した腰痛災害事例及びヒヤリハット事例を基にリスクアセスメントを実施し、各作業に潜むリスクを洗い出し、労働衛生3管理の原則(作業環境管理・作業管理・健康管理)を踏まえ、それぞれに対応するリスク低減措置を講じる。
- ▶ 腰痛予防にかかる具体的な対策としては、各作業において腰に負担をかけないための正しい作業姿勢の周知・徹底、腰痛予防体操の実施、腰部に負担の少ない介助法の実施(福祉用具・介護用品等の利用を含む)等が挙げられる。このほか「職場における腰痛予防対策指針」に基づき対策を講じる。
- ▶ 転倒災害を防止するため、通路の除雪・融雪剤の散布や、段差の解消・手すりの設置などの設備対策の実施、滑りにくい靴の着用の徹底などを実施する。

接客娯楽業(21人)

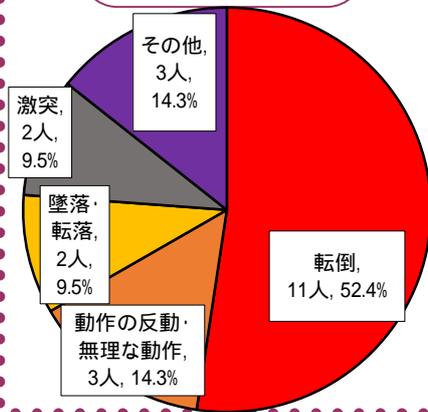
傾向と問題点

- ▶ 接客娯楽業のうち、当署管内において主となる業種は、旅館業、飲食店、ゴルフ場である。
- ▶ 各死傷者は、旅館業で12人(対前年比5人増加)、飲食店で3人(前年と同数)、ゴルフ場で2人(対前年比1人減少)であった。
- ▶ 「転倒」による死傷者は11人となり、対前年比で7人増加した。
- ▶ 「動作の反動・無理な動作」による災害は、主に作業行動に起因する腰痛が該当している。
- ▶ 60歳以上の死傷者が6割近くを占めた。

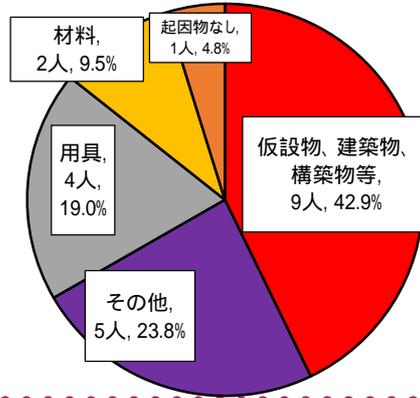


【事例】 客室清掃作業中、階段を下りる際に踏み外して負傷。(50歳代/休業見込み4か月)

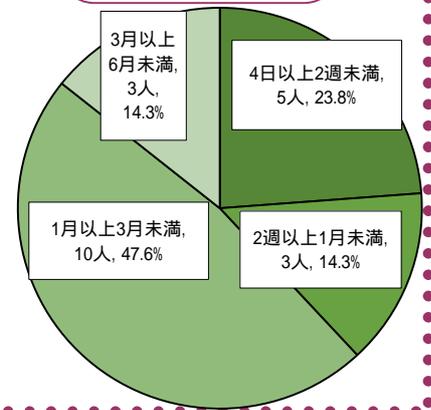
事故の型別



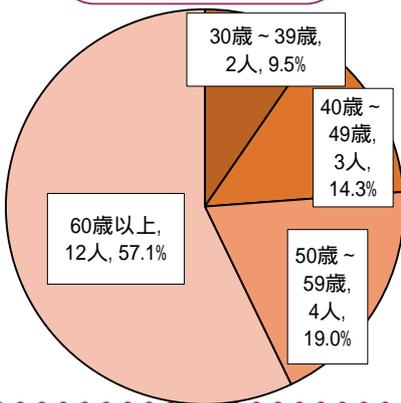
起因物別



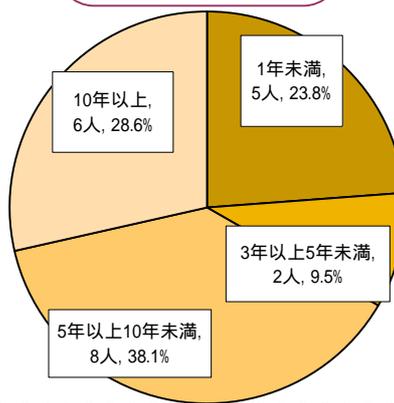
災害程度別



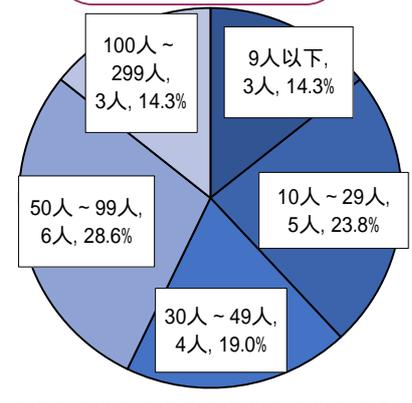
年齢別



経験期間別



事業場規模別



重点的に実施すべき対策

- ▶ 安全管理者や安全衛生推進者の選任義務がない事業場においては、安全担当者が明確に定まっていない組織体制であることが少なくないため、「安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づいて安全推進者を配置し、経営トップが率先して安全担当者に安全管理を実施させるところから始めていく。
- ▶ 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の内容に基づき、4S活動(整理・整頓・清掃・清潔)の徹底、ヒヤリハット活動やリスクアセスメントによる危険箇所の共有、除去、朝礼時等での安全意識の啓発等を実施する。
- ▶ 高齢労働者の労働災害を防止するため、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく対策を講ずる。

労働安全衛生行政関係ホームページ

- ◆ 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>
サイト内で、

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 施策情報 > 安全・衛生

から、ご覧ください。「施策紹介」として以下の情報を掲載しています。

- ▶ 安全衛生関係リーフレット等一覧
各種リーフレット・パンフレット・資料等が PDF データで入手できます。
- ▶ リスクアセスメント等関連資料・教材一覧
業種別や作業別、化学物質のリスクアセスメントなどの解説や事例が掲載されています。

- ◆ 職場のあんぜんサイト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>
全国の労働災害統計・労働災害事例等を閲覧できます。

- ▶ リスクアセスメントの実施支援システム
作業内容ごとのリスクアセスメントの支援システムが掲載されています。
- ▶ 化学物質のリスクアセスメント実施支援
化学物質のリスクアセスメント支援ツールが掲載されています。

- ◆ 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス
<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/> で検索

労働者死傷病報告(休業4日未満も含む)、定期健康診断結果報告、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告(ストレスチェック)、総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医の選任報告、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告、有機溶剤等健康診断結果報告、じん肺健康管理実施状況報告等については、電子申請が義務化されておりますので、電子申請で提出するようにしてください。

- ◆ こころの耳 <https://kokoro.mhlw.go.jp/>
働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト。メンタルヘルスに関する情報が掲載されています。

- ◆ 長野労働局 <https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>

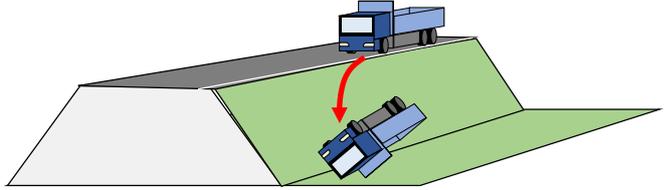
- ▶ 長野県内の労働災害統計・死亡災害事例
ホーム > 事例・統計情報 > 災害統計・事例
長野県内で発生した労働災害の統計や死亡災害の統計及び事例を掲載しています。また、令和3年10月以降、死亡災害等速報を掲載しております。死亡災害等速報には、「再発防止のためのポイント」を記載しておりますので、同種災害の防止にご活用ください。
- ▶ 労働基準監督署からのお知らせ
ホーム > ニュース&トピックス > 労働基準監督署からのお知らせ
長野労働局管内の各労働基準監督署からのお知らせを掲載しています。
- ▶ 各種安全衛生対策等
ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係

事故の型分類表

分類	説明
墜落, 転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所がぐずれ、動揺して墜落した場合、砂ピン等による蟻地獄の場合を含む。車両系機械などとともに転落した場合を含む。交通事故は除く。感電して墜落した場合には感電に分類する。
転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまずきまたはすべりにより倒れた場合等をいう。車両系機械などとともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合には感電に分類する。
激突	墜落、転落および転倒を除き、人が主体となって静止物または動いている物にあたった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械などとともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
飛来, 落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。研削といしの破裂、切断片、切削粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落としした場合を含む。容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
崩壊, 倒壊	堆積した物(はい等も含む)、足場、建築物等がぐずれ落ちまたは倒壊して人にあたった場合をいう。立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。
激突され	飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人にあたった場合をいう。つり荷、動いている機械の部分などがあたった場合を含む。交通事故は除く。
はさまれ, 巻き込まれ	物にはさまれる状態および巻き込まれる状態をつぶされ、ねじられる等をいう。プレスの金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。ひかれて巻き込まれる場合を含む。交通事故は除く。
切れ, こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、スレート等を踏み抜いたものを含む。踏み抜いて墜落した場合は墜落に分類する。
おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。
高温・低温の物との接触	高温または低温の物との接触をいう。高温または低温の環境下にはく露された場合を含む。 〔高温の場合〕: 火災、アーク、溶融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。炉前作業の熱中症等高温環境下にはく露された場合を含む。 〔低温の場合〕: 冷凍庫内等低温の環境下にはく露された場合を含む。
有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にはく露された場合を含む。
感電	帯電体にふれ、または放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 〔起因物との関係〕: 金属製カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。
爆発	圧力の急激な発生または解放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 〔起因物との関係〕: 容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器装置等に分類する。容器、装置等から内容物が取り出されまたは漏れ出した状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。
破裂	容器、または装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。圧かきを含む。研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来落下に分類する。 〔起因物との関係〕: 起因物としてはボイラー、圧力容器、ポンプ、化学設備等がある。
火災	〔起因物との関係〕: 危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。
交通事故(道路)	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
交通事故(その他)	交通事故のうち、船舶、航空機および公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。公共輸送用の列車、電車等を除き、事業場構内における交通事故はそれぞれ該当項目に分類する。
動作の反動, 無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因して、すじをちがえる、くじき、ぎっくり腰およびこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。
分類不能	分類する判断資料に欠け、分類困難な場合をいう。

死亡災害事例

長野労働局

災害発生日	令和6年7月
事業の種類	建築工事業
災害の概要 (注1)	<p>ダンプトラックを運転中、路肩を逸脱し横転した。</p> 
災害防止のためのポイント (注2)	<p>◎事業場は交通安全教育や交通事故防止のための取り組みを確実に実施すること。</p> <p>(1)道路の危険マップの作成 交通災害が発生しやすい場所の情報、道路工事情報、自動車運転者のヒヤリ・ハット経験の報告等をもとに道路の危険マップを作成し、運転時の注意を呼びかける。</p> <p>(2)自動車運転者に対する交通安全教育の実施 自動車を運転する者に対しては、定期的に交通安全についての教育を実施する。安全速度の保持、カーブに入る前の減速運転、交通 KY 等について実地訓練を含めた交通安全教育を実施する。</p> <p>◎健康管理</p> <p>(1)健康診断 事業場は、運転者について健康診断を確実に実施し、保健指導を行う。 所見が認められた運転者には、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき、適切な対応をとること。</p> <p>(2)面接指導等 長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者については、面接指導とともに、労働時間の短縮などの適切な対応をとること。</p> <p>(3)心身両面にわたる健康の保持増進に努めること。</p> <p>(4)運転時の疲労回復 運転者に対して、ストレッチなどで運転時の疲労回復に努めるよう指導する。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <p>○交通労働災害防止のためのガイドライン (厚生労働省：交通労働災害を防止するために)</p> <p>○高齢者に配慮した交通労働災害防止の手引き (高齢になっても安全・健康に働くために)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="font-size: small; text-align: center;">交通労働災害防止ガイドライン 高齢者交通労働災害防止手引き</p>

※ 本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！

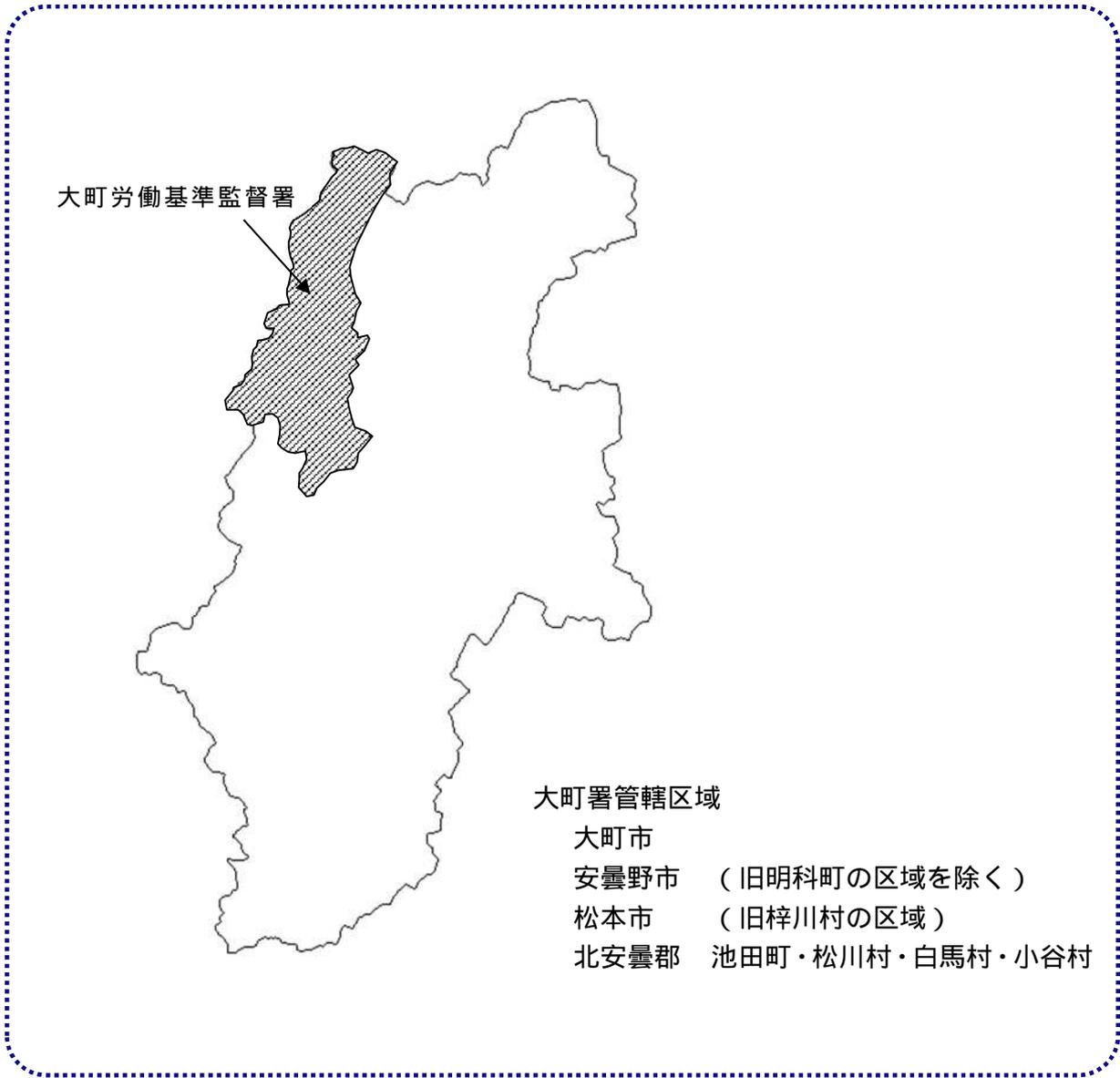


厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・労働基準監督署



大町労働基準監督署

〒398-0002 長野県大町市大町 2943 - 5 大町地方合同庁舎 4 階
電話：0261-22-2001 FAX：0261-22-0369